

魚沼民商だより

2021年
7月 12日
第2258号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail: uninsyo@rose.ocn.ne.jp

魚沼民主商工会五十四回 ・魚沼民商共済会三十七 回合同定期総会を開催！

7月4日、小千谷市内にて「魚沼民主商工会第54回・魚沼民商共済会第37回合同定期総会」を開き、40名が出席致しました。

この合同総会には水澤共済会理事長（家具販売・六日町）の開会挨拶で幕開けとなりました。

水澤さんは、「この間、民商共済会では集団検診について時間をかけながら話し合ってきたが、現に向けてみなさんから何らかの情報及び意見等をお寄せください」と共済会活動の一環を紹介し



代議員のみなさんに、「この一年間の活動報告と今後の運動方針案」が提出されました！

ながら議長選出の提案を行いました。議長は小玉支部長（建築・堀之内）となり、議事次第に沿って運営されていきました。

主催者の高橋会長（自動車钣金塗装・六日町）から、コロナ禍という大変ななかでもこの地域に私たち民商が果たしてきた役割について成果と教訓を示しながら、勇気と展望を与える主催者挨拶となりました。

総会方針案では、理事会を代表して須田局長が行い、もっとも特徴的だったのは、「そもそも民商は会員どうしの繋がりで組織され運営されています。こういう時だからこそ仲間どうしの仕事起こしとして会員のお店を利用する。会員に仕事を紹介する。そこから会員どうしの心の暖まる『あったか民商』だけでなく、会員どうしの懐も暖まる『あったか民商』を、こうした気風になれるように地域に責任を負う班・支部活動の不断の努力が必要です。そこから経営要求へと繋がり、『紹介したくない民商』へと組織の質が高まっていきます」と盛り込まれました。

また「この6カ月の間で、『六日町・八海山スキー場の休業問題』（商工新聞・3月1日付）、『塩沢・一時支援金申請セミナー開催』（商工新聞・4月5日付）、『ウッドショック問題』（商工新聞・6月21日付）にて、私たちの民商は3回も一面に掲載されました。これは非常にまれなことですが、全国の先進民商とはそう遜色ない活動をしてきたことの結果です。

みなさん、自分の民商に自信を持ってください。しかしそれなのになぜ組織が後退し続けているのでしょうか。この原因は仲間を増やすことのシステムそのものがまだまだ確立されていないからです。みなさんの周りの仲間に、自信を持って民商のことを話して欲しいということ。併せて商工新聞をよく読み・増やし・活用していきましよう」と強調し、今年11月に開催されます「全商連創立70周年記念集会に向けて」の行動提起もされました。

さて今総会のメインともなりました。代表発言は3名の方が行いました。

大和支部の大久保さん（左官）は、「3年前に父の遺志を引き継ぎ頑張っています。現場と慣れない経営の両面にとっても苦勞しているなかでのこのコロナ禍に遭いました。昨年の持続化給付金申請では仲間の申請サポートを積極的に応援しましたが、やはり第2弾の持続化給付金の実現は待ったなしです」と窮状を訴えました。



仲間の現状を伝える大久保さん！

六日町支部の今井さん（建築）は、「六日町支部の支部長で今後の若手担い手づくりと奔走してきました。同業者の40代の若手を実行委員長を任せ今年1月に『事業継承セミナー』を成功させました。この春にその実行委員長が支部役員となり、今総会の理事推薦まで成長しました」と参加者みなさんがとても羨むような嬉しい発言でした。



運動継承の担い手づくりを強調する今井さん！

塩沢支部の笛木さん（建築板金）は、「昨年が続いて今年2月に『フルハーネス型安全帯使用作業特別

教育』講習会を開きました。講師として同講習会に参加して民商の優位性というものを強く実感しました。この建設業者部会も今度は若手も参加して色々なことに挑戦して欲しいと思います」と若手にエールを送りました。



いつも陽気に語る笛木さん！

さて今総会にて、高橋会長から中澤新会長（旅館・塩沢）へとバトンが手渡され勇退となりました。高橋さん、6年間の会長職たいへんお疲れさまでした。



高橋さん、6年間大変お疲れさまでした！

承認された新三役が最前列に並んで中澤新会長から、「私たち自営業は大変な思いをしながら、歯を食いしばって生業を守っています。しかし菅政権は無為無策のコロナ禍の対応は余りにも酷すぎます。来る総選挙では厳しい審判をくだしましょう。私はその先頭に立ちみなさんとともに頑張る決意です」と新三役を代表として熱い決意が語られました。

来年度の合同定期総会の開催地は塩沢地区となります。



中澤新会長、高橋さんに労いの言葉をかけながら、新たな決意を語りました！

国の月次支援金（二〇万円・二〇万円）を活用しましょう！

国の「月次支援金」申請は、対象は2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた全国のすべての事業者で、この制度は飲食業やサービス業が対象となります。給付額の上限は、個人で10万円。法人で20万円となっています。申請期限は4月・5月分は8月15日迄が申請期限。6月分は7月1日～8月31日迄が申請期限。7月分は8月1日～9月30日迄が申請期限となっています。申請方法はスマホ等の電子申請です。

県の飲食関連事業者事業継続支援金（二〇万円）を活用しましょう！

県の「飲食関連事業者事業継続支援金」申請は、飲食店と直接かつ継続的な取引がある事業者です。

この制度は生産業者も対象になります。給付額は1事業者20万円（複数店舗経営は40万円）となっています。申請期限は9月30日迄です。申請方法は書面での郵送です。

県の感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金（五〇万円）を活用しましょう！

県の「感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金」申請は、食品衛生法上の許可を受けている飲食店で、県の感染症対策認証を取得した店舗です。

補助は認証取得に必要な感染症防止対策の施設改修及び設備整備等に係る経費の4分の3を補助します。上限50万円です。申請期限は8月15日迄となっています。申請方法は書面での郵送です。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請の受付が開始されています！

営業と暮らしを守りましょう！ご相談は民商へ！